

監督員・主任監督員評定

2. 施工状況 ー II. 工程管理

【評価結果項目】

- a. 工程管理が優れている
- b. 工程管理が良好である
- c. 工程管理が適切である
- d. 工程管理がやや不適切である
- e. 工程管理が不適切である

「評価対象項目」

- ① 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
- ② 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- ③ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない
- ④ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
- ⑤ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- ⑥ 請負者の責による夜間や休日の作業がない。
- ⑦ 休日・代休の確保を行っている。
- ⑧ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- ⑨ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。
- ⑩ その他

理由

- ※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。
- ※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。
- ※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ※4 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… b
- 該当項目が60%以上80%未満…………… c
- 該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… d
- 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記該当があれば…………… e

評価：

監督員・主任監督員評定

2. 施工状況 Ⅲ. 安全対策

【評価結果項目】

- a. 安全対策が優れている
- b. 安全対策が良好である
- c. 安全対策が適切である
- d. 安全対策がやや不適切である
- e. 安全対策が不適切である

「評価対象項目」

- ① 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
- ② 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
- ③ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
- ④ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- ⑤ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- ⑥ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
- ⑦ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
- ⑧ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- ⑨ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- ⑩ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- ⑪ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
- ⑫ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
- ⑬ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
- ⑭ 「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。
- ⑮ その他

理由

※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※4 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。

上記該当があれば…………… d

- 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当があれば…………… e

評価：

監督員・主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価結果項目】

- a. 対外関係が適切であった
- b. 対外関係がほぼ適切であった
- c. 他の事項に該当しない
- d. 対外関係がやや不備であった
- e. 対外関係が不備であった

「評価対象項目」

- ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
- ② 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。
- ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
- ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
- ⑤ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
- ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
- ⑦ 「施工プロセス」チェックのうち、対外関係について文書通知が無い。または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。
- ⑧ その他

理由

※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※4 評価値（ 0 %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… d
- 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記該当があれば…………… e

評価：

監督員・主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【評価結果項目】

- a. 出来形が優れている
- b. 出来形が良好である
- c. 出来形が適切である
- d. 出来形がやや不適切である
- e. 出来形が不適切である

「評価対象項目」

- ① 承諾図等が、設計図書を満足している。
- ② 施工図等が、設計図書を満足している。
- ③ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
- ④ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
- ⑤ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
- ⑥ 出来形の管理方法を工夫している。
- ⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
- ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
- ⑨ その他
理由

※1 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。

※2 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※6 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… d
- 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
上記該当があれば…………… e

評価：

監督員・主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【評価結果項目】

- a. 品質が優れている
- b. 品質が良好である
- c. 品質が適切である
- d. 品質がやや不適切である
- e. 品質が不適切である

【総合評価】 評価：

【建築工事】 評価：

「評価対象項目」

- ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
- ② 品質確認記録の内容が、適切である。
- ③ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
- ④ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
- ⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
- ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- ⑦ その他

理由

- ※1 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。
- ※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。
- ※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ※6 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ※7 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事費率は1.0とする。

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… b
- 該当項目が60%以上80%未満…………… c
- 該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… d
- 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
上記該当があれば…………… e

【電気設備工事】 評価：

「評価対象項目」

- ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
- ② 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
- ③ 品質確認記録の内容が、適切である。
- ④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
- ⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。
- ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
- ⑦ その他

理由

※1 目的物の品質の水準を評価すること。

※2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※6 評価値 (0 %) = 該当項目数 (0) / 評価対象項目数 (0)

※7 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… d
- 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
上記該当があれば…………… e

評価：

監督員・主任監督員評定

5. 創意工夫 — I. 創意工夫

- 準備・後片づけ関係
- 測量・位置出しにおける工夫
- 現地調査方法の工夫
- その他

理由

詳細評価内容

- 施工関係
- 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
- 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
- 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
- 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
- 電気設備工事等の配線、配管等の工夫
- 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
- 照明・視界確保等の工夫
- 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
- 運搬車両・施工機械等の工夫
- 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
- 施工管理及び品質向上等の工夫
- プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
- 仮設施工等の工夫
- 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
- 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
- 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
- その他

理由

詳細評価内容

- 品質関係
- 集計ソフト等の活用と工夫
- 躯体工事の品質管理の工夫
- 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
- 施工の検査・試験に関する工夫
- 品質記録方法の工夫
- その他

理由

詳細評価内容

- 安全衛生関係
- 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
- 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、
- 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
- 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫

- 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
- 作業時における作業環境改善等の工夫
- ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- その他

理由

詳細評価内容

●施工管理関係

- 出来形の管理等に関する工夫
- 施工計画書または写真記録等に関する工夫
- 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
- CAD、施工管理ソフト等の活用
- CALSを活用した施工管理の工夫
- その他

理由

詳細評価内容

●その他

<新技術活用>※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。

- NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)
- 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評点が120点以上の場合。(2点)
- NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評点が120点以上の場合。(2点)
- その他

理由

- その他

理由

詳細評価内容

- ・創意工夫の加点(合計点)は最大7点とする。
- ・1評価対象項目につき1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※1. 創意工夫においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に請負者から創意工夫に関する資料が提出された事項」が評価対象項目に該当し、施工等に反映されていれば評価するものとする。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2, 4点で評価し、最大7点の加算評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、担当課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 創意工夫は「1. 施工体制」及び「2. 施工状況」においても評価対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

※5. 評価対象項目の選定及び詳細評価内容の記述は、監督員と主任監督員との合議による。

評点： 0 点